

## 島しょ産品ブランド化支援事業実施要綱

7 総行振第 1716 号

令和 8 年 3 月 31 日

### (目的)

第1条 この要綱は、島しょ地域における産品事業者等が実施する、島しょ産品の付加価値向上やブランド力強化のための主体的な取組に対し、東京都(以下「都」という。)が財政的・技術的支援を行うことにより、島しょ全域で産品ブランド化の底上げを図る「島しょ産品ブランド化支援事業」(以下「本事業」という。)に関する基本的な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「島しょ地域」とは、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村をいう。
- (2) 「島しょ産品事業者等」とは、島しょ地域に拠点をもち、地域資源や特性を生かして事業活動を行う特産品事業者及び団体であり、次に掲げる要件を満たす者とする。ただし、アについては、(ア) から (ウ) のいずれかに該当する者とする。
  - ア 島しょ地域に拠点をもち、次のいずれかに該当すること
    - (ア) 島しょ地域に主たる事業所を有する法人事業者(株式会社、合同会社、協同組合、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等)
    - (イ) 島しょ地域に所在する個人事業者
    - (ウ) (ア) 及び (イ) の事業者を主として構成されたグループ
  - イ 島しょ地域の地域資源や特性を生かし、特産品の生産、販売等を行っていること
  - ウ 本事業の目的等を理解し、島しょ産品のブランド化に意欲を持っていること
- (3) 「島しょ産品」とは、島しょ産品事業者等が生産、加工、製造等を行う製品等であり、次のいずれかに該当するものとする。
  - ア 島しょ地域産の原材料が使用されていること
  - イ 島しょ地域ならではの歴史・文化、技術、デザイン等に基づき制作されていること

### (対象事業)

第3条 本事業における対象事業は、島しょ産品事業者等が島しょ産品の付加価値向上やブランド化を進めるために国内外で実施する取組で、次の各号のいずれかに該当す

るものとする。

- (1) 島しょ製品のブランド力向上に資する取組
- (2) 島しょ製品の認知向上に資する取組
- (3) 島しょ製品の販売力強化に資する取組
- (4) 島しょ製品の継続・継承に資する取組
- (5) その他、知事が必要と認める取組

(審査会の設置)

第4条 知事は、前条に規定する対象事業を評価し、補助金を交付する事業（以下「採択事業」という。）を決定するため、審査会を設置する。

2 審査会に必要な事項は、別に定める。

(経費の補助)

第5条 知事は、前条第1項により設置した審査会において決定した採択事業の実施に必要な経費について、別に定める要綱に基づき、予算の範囲内において補助する。

(補助期間)

第6条 前条に規定する補助の期間は、知事が特に認める場合を除き、同一の採択事業につき2箇年を限度とする。ただし、補助金の交付申請及び交付決定については、地方自治法（昭和22年法律67号）第208条に定める会計年度ごとに行うものとする。

(技術的支援)

第7条 知事は、採択事業に関し、原則として、補助金の交付決定日から当該交付決定日の属する会計年度の末日までの期間、採択事業を実施する者（以下「採択事業者」という。）の事業運営に対する側面支援を実施する。

2 前項の支援は、都が派遣するコーディネーター等による、マーケティング、販路開拓、プロモーション展開等に係る各種助言等とする。

3 前2項に定めるもののほか、都は、採択事業者であるかどうかに関わらず、島しょ製品のブランド化に関する意欲がある事業者からの相談に対応する常設の相談窓口を設置、運営を行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。